資料５－６

政治資金監査の報酬の考え方に係る政治資金監査マニュアルへの規定に関する当委員会での過去の議論

政治資金監査の報酬の考え方に係る政治資金監査マニュアルへの規定については、策定時である平成 20 年度第７回政治資金適正化委員会で議論。

提出資料（抜粋）及び具体的な説明内容は、次のとおり。

【提出資料（抜粋）】

8. 報酬の額及び支払の時期

~~国会議員関係政治団体の支出の規模、~~政治資金監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定めること。

（平成 20 年度第７回政治資金適正化委員会　資料Ａ「政治資金監査実施要領（案）」より）

【説明内容】

○松﨑参事官　それから８のところですが、報酬の額について、国会議員関係政治団体の支出の規模と書いておりましたが、必ずしも支出の規模で云々はできないだろうという御意見、例えば支出の規模でも１００万円単位での支出しかなければ、領収書は非常に枚数が少ないということにもなりますので、きちんとその領収書等の枚数や整理状況に応じと、あくまでも実務に則した、業務量に則して考え方をお示ししております。

（平成 20 年度第７回政治資金適正化委員会（平成 20 年 10 月６日（月）　議事録より）